

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

インド

食品表示

1. FSSAI の新しい「FSS (表示とディスプレイ LABELLING AND DISPLAY) 規制」(2019 年案)	.1
2. 提案されている主な必須表示項目：	1
3. 包装食品のラベル前面表示 FRONT OF THE PACK LABELLING (FOPL):.....	3
4. 無添加強調表示 NON-ADDITION CLAIMS FOOD SAFETY AND STANDARDS (ADVERTISING AND CLAIMS) REGULATIONS, 2018.....	4

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

インド食品安全基準局(Food Safety and Standards Authority of India)は、食品安全基準法2006年(Food Safety and Standards Act, 2006)(2006年第34号)第23条、第92項に基づき、食品安全基準(包装および表示)規則2011年(Food Safety and Standards[Packaging and Labelling]Regulations, 2011)及び、関連する食品安全基準規定(Food Safety and Standards Regulations)を策定した。

1. FSSAI の新しい「FSS (表示とディスプレイ Labelling and Display) 規制」(2019 年案)

ー消費者がより健康的な食品を選択することを奨励するための取り組みーに関するニュースリリース(2019年6月25日ニューデリー)より

- 健康的な食事は、非感染性疾患の発生率上昇に対する重要な対応の一つである。市民が健康的な食事にアクセスし、食べることができるようにするためには、供給側と需要側の両方の介入が必要である。FSSAI は、この点で一連のアクションを開始した。
- 「**食品表示**」は製造者と消費者の間のコミュニケーションの主要なリンクとして機能し、食品の安全性と消費者の関心の高い情報の両方をカバーしている。国の表示規則をより強固で効果的なものにするために、FSSAI は、包装、表示、広告及びクレームの要件を個別に扱う 3 つの異なる規則を持つことを目的として、2011 年の「**FSS(包装と表示 Packaging and Labelling)規則**」の包括的な改訂の過程にある。
- この一連の改訂作業の結果として、既に 2 つの規則、即ち「**FSS(包装 Packaging)規制, 2018**」と「**FSS(広告及びクレーム Advertising and Claims)規制, 2018**」が 2018 年に確定し、通知されている。

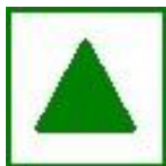
今回の新しい表示規則の背後にあるアイデアは、市民が情報に基づいた選択を行うことができるように、食品の組成についての詳細を知ることができるようにすることであり、FSSAI の新しい「**表示とディスプレイ Labelling and Display 規則**」は、2011 年の FSS(包装と表示 Packaging and Labelling)規則に取って代わるものとして、ドラフト通知の準備が整ったものである。

2. 提案されている主な必須表示項目：

- (1) **表示言語：** 表示ラベルは**英語又はヒンディー語**で印刷され、ヒンディー語はデヴァナガリー文字(Devnagri script)でなければならない。
 - (i) いかなる場合においても、包装済み食品の誤った印象を与えるような虚偽の表現、誤解を招くような表現、欺瞞的な表現をしてはならない。他言語の使用にあつては、英語又はヒンディー語に表示内容と矛盾しない。
 - (ii) 表示の内容は明確で、目立ち、消せないように印字され、消費者が容易に読み取れること。
- (2) **商品の名称 Name of Food：** 食品の名称には、パッケージ内の食品の商品名又は説明が含まれる。
- (3) **原材料一覧 List of Ingredients：** 単一食材の食品を除き、原材料一覧は、重量又は体積順にラベルに記載する。
- (4) **栄養表示 Nutritional Information：** 100g、100ml 又は 1 食分当たりのカロリー(エネルギー)、たんぱく質、炭水化物、糖類、総脂質、飽和脂肪、トランス脂肪、コレステロール及び食塩(塩化ナトリウム)等の栄養情報、及び 100g、100ml 又は 1 食分当たりの RDA(食事推奨量 Recommended Dietary Allowance)を、包装の前面(on the front of the pack)に表示。
- (5) **菜食主義者用、非菜食主義者用 Declaration regarding Veg. or Non-veg.：** 食品等のロゴに関連する情報(調理済み食品、食品添加物を含む)。
 - (i) 菜食主義者用ジタリアン食品は、(色覚異常の人々(colour blind people)にも判別できるように)パッケージ上の食品の名称又はブランド名の近くで目立つように、緑色の輪郭を持つ正方形の中に緑色に塗りつぶされた三角

形で構成されたマークを、主要表示パネルの背景色と対照的に、表示。

Green colour

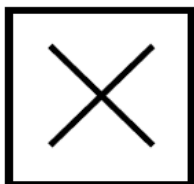


- (ii) 非肉食主義者用食品(家禽類、海産動物、卵又は動物由来の製品を原材料として動物の全部又は一部を含む食品を指し、乳又は乳由来の製品は対象としない)は、食品の名称又はブランド名の近くに、茶色の輪郭の四角の中に茶色の色で塗りつぶされた円のマークが目立つようにパッケージ上に表示されていなければならない。なお、アルコール飲料については、肉食主義者用、非肉食主義者用のロゴマーク表示は該当しない。

Brown colour



- (iii) 人間が消費することを意図していない食品素材のパッケージには、非食品等級のものと食品等級のものを明確に区別するために、「×」の記号を表示。



(6) 食品事業者の詳細な住所等: 製造者の正確な名称と所在地:ラベル表示には、製造機や包装・充填機の正確な名称と所在地、並びに製造者と、製造者の代わりに包装・充填作業を行った会社の正確な名称所在地を記載。

- (i) 食品がインドに輸入される場合、食品のパッケージには、インドの輸入業者の正確な名称所在地を記載。
(ii) インド国外で製造された食品がインドで包装又は重鎮される場合には、当該食品のパッケージには、食品の原産国名、輸入業者の名称および所在地、インドでの包装又は充填作業を行った場所をラベル表示に記載。

(7) FSSAI のロゴとライセンス番号 FSSAI logo and license number: 下記の例のように、食品安全基準法のライセンスは、輸入者固有のものとなる。



(8) 正味数量 Net quantity: 全ての食品のパッケージにおいてその重量、体積又は数量を表示。

(9) **ロット、コード、バッチ識別 Lot/Code/Bach identification:** 食品が製造された時まで追跡でき、その流通が識別できる識別マークをラベルに記載。バーコード/グローバル取引識別番号 (Global Trade Identification Number: GTIN) の形で提供される栄養情報。

(10) **日付表示 Date Marking:** 製造年月日と賞味期限が異なる 2 箇所に表示されており、消費者が一目で両者を確認することが困難となっている。そこで、新規則では、製造日と賞味期限を含む日付表示 (Date Marking) を一箇所にまとめ、消費者が容易に確認できるようにすることを提案。

- (i) 製造日又は包装日: 商品が製造又は包装された日、月、年をラベルに記載。
- (ii) 賞味期限および使用期限: 商品の消費に最も適した状態にある月と年を大文字で記載する。ただし、消費に適した賞味期限の表示は、以下のものには適用されない。
 - ワインおよび酒類
 - 体積で 10% 以上のアルコールを含むアルコール飲料

(11) **食物アレルギー表示 Food Allergen:** 食物アレルギーを持つ個人にとって摂取のリスクを減らし、アナフィラキシーを防ぐための重要なツールであり、アレルギーの原因となることが知られている成分については、別途「…………… 含有」を表示。

- グルテンを含む穀類; すなわち、小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦、繚じられたもの又はそれらの交雑した系統及びこれらの製品
- 甲殻類及びそれらの製品
- 牛乳・牛乳製品
- 卵・卵製品
- 魚介類
- ピーナッツ、木の実及びその製品
- 大豆とその製品
- 10mg/kg 以上の濃度の亜硫酸塩。

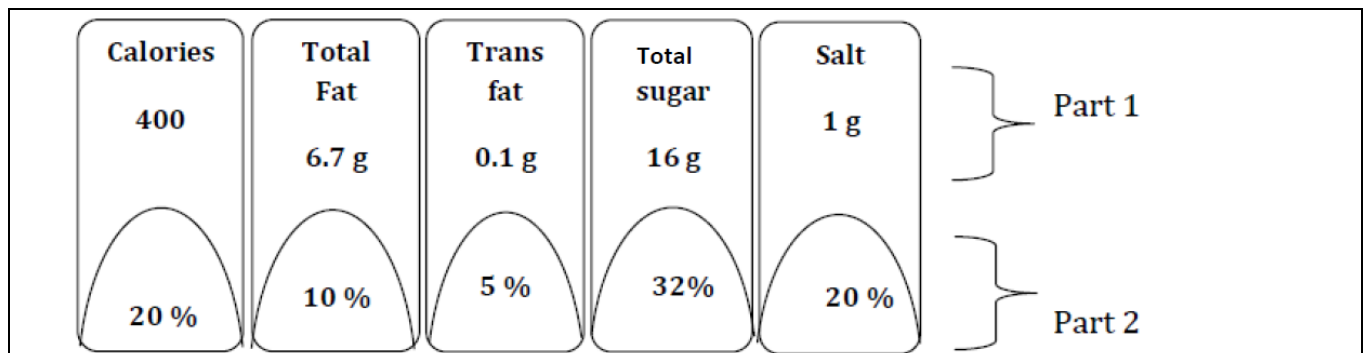
(12) **輸入食品の原産国 Country of Origin for Imported Foods:**

- インドに輸入される食品のラベル表示には、食品の原産国を記載すること。
- 食品が第二の国で加工され、その性質が変わった場合、ラベル表示上では加工が行われた国が原産国とみなされる。

3. 包装食品のラベル前面表示 Front of the Pack Labelling (FOPL):

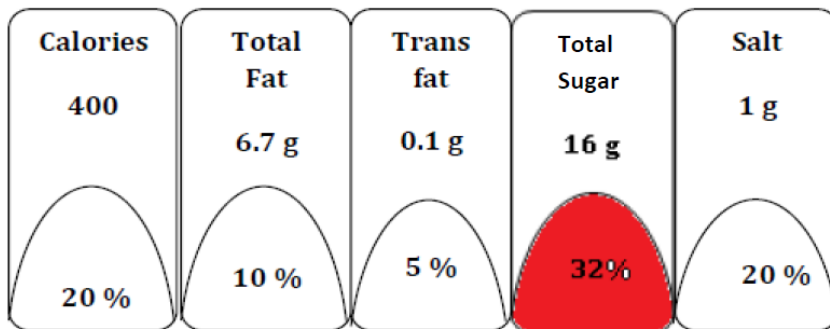
1. 包装食品のラベル前面 (front-of-the-pack) には、次の事項を記載する。

- (i) 食品の名称 Name of Food
- (ii) 菜食主義者用、非菜食主義者用 Declaration regarding Veg. or Non-veg. の表示
- (iii) 1 食分 (サービング) 当りの RDA に対するエネルギー、総脂肪、トランス脂肪、総糖、食塩 (塩化ナトリウム) の比率。
 - Part 1: 1 食分 (サービング) 当りのエネルギー量、総脂肪、トランス脂肪、総糖類、食塩 (塩化ナトリウム) の量を記載。
 - Part 2: 規則 4.2 (3) (b) の下に規定されているように、1 食分 (サービング) 当りの RDA に対する比率 (%) を計算。



2. 「高脂肪 High Fat, 糖類 Sugar, 塩分 Salt」(HFSS) 食品の栄養成分のブロックは、

- 総糖類 Total Sugar のエネルギー値(kcal)が食品 100g/100ml の総エネルギー値(kcal)の 10%以上である場合には、以下の図のように「総糖類」の部分に「赤」に着色する。



- トランス脂肪 Trans Fat からのエネルギー(kcal)の値が、食品 100g/100ml の総エネルギー(kcal)の 1%以上であり、食品 100g/100ml に含まれる総脂肪又はナトリウム含量が、FSS(広告及びクレーム Advertising and Claims)規制, 2018 別表(Schedule)1で規定されている閾値を超える場合。高脂肪・糖分・塩分」(HFSS)食品の栄養成分ブロック(複数可)の「赤」の適用については、閾値に対する許容値は以下の通り。

期間 Timeline	猶予 Allowance
本規則発効から 1 年 From the date of compliance of these regulations	許容値*プラス 30%
本規則発効から 1~2 年 After one year from the date of compliance of these regulations	許容値プラス 15%
本規則発効から 3 年 After two year from the date of compliance of these regulations	許容値プラス

* 総糖質、トランス脂肪、ナトリウム及び総脂肪については、第 5 規則第 4 項(d)に規定されているとおり。

4. 無添加強調表示 Non-addition Claims Food Safety and Standards (Advertising and Claims) Regulations, 2018

(1) 糖類の無添加:

(a) 食品への糖類の無添加に関する強調表示の条件。

- 食品にいかなる種類の糖類も添加されていない(例:ショ糖、グルコース、蜂蜜、糖蜜、コーンシロップ等)。
- 食品には、成分として糖類を含む成分が含まれていない(例:ジャム、ゼリー、甘味チョコレート、甘味果実片等)。
- 食品が、添加された糖類の代わりとなる糖類を含有する成分を含まない(例:無添加濃縮果汁、ドライフルーツペースト等); 及び
- 他の調理(例:デンプンを加水分解して糖類を放出するために酵素を使用等)により、食品自体の糖類含有量

が、増加していないこと。

- (b) 食品への糖類の無添加に関する強調表示は、食品中に糖類が自然に存在する場合にも行われることがあり、その場合には以下の表示をしなければならない。

CONTAINS NATURALLY OCCURRING SUGARS'(天然に存在する糖類を含む)。

(2) 食塩(塩化ナトリウム)の無添加:

「食塩無添加」を含む食品への食塩(塩化ナトリウム)の無添加に関する強調表示の条件。

- (i) 食品が食塩(塩化ナトリウム)を無添加であること; 及び
- (ii) ソース、漬物、ペパロニ、醤油、塩蔵魚、魚醤を含むが、これらに限定されない食塩(塩化ナトリウム)を添加した食材を含まない食品である。

(3) 食品添加物の無添加:

FSS(食品規格及び食品添加物)規則(2011年)に規定された食品添加物の機能性分類に含まれる食品添加物の食品への無添加に関する強調表示は、クレームの対象となる添加物が:

- (i) 食品に添加されていないこと。
- (ii) 食品のいずれの成分にも含まれていないもの。
- (iii) FSS(食品規格及び食品添加物)規則(2011年)に規定されている特定の製品に添加することが認められているものであること。
- (iv) 食品に同等の特性を与える他の添加物で置換されていないこと。

(4) その他の無添加強調表示の追加条件:

消費者の無添加強調表示の理解を助けるために、免責条項が目立ち、読みやすいものであることを条件に、無添加強調表示と共に使用することができる。